

募集型企画旅行 取扱条件書説明書

当社は、旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）にもとづき、以下の条件によりお申し込みを承ります。ご契約にあたり、旅行の条件をよくお読みいただきますようお願い申し上げます。

本旅行条件の詳細につきましては、次によるほか、最終旅行 日程表及び旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。なお、①旅行代金の額、②旅行の目的地及び出発日その他日程に関する事項、③お客様が提供を受けることができる旅行に関する サービスの内容（運送、宿泊又は食事の内容）、④旅程管理業務 者の同行の有無、⑤最少催行人員、⑥旅行条件の基準日、以上の 6 項目につきましては、別紙パンフレット、チラシ等をご参照

1.旅行契約の目的

当社は、募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）において、お客様が当方の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます

2.旅行のお申込み

当社所定の旅行申込書（以下「旅行申込書」といいます）に所定の事項を記入の上、下記のお申込み（旅行代金 10,000 円未満の場合 5,000 円以上、10,000 円以上 5 万円未満の場合 10,000 円、5 万円以上の場合 20,000 円以上）又は旅行代金の全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。

①)旅行の企画書面にある当社所定の申込み方法に従ってお申込みいただきます。

②)障がいやアレルギー等、特別な配慮を必要とする方は、①)のお申込み前に、その旨をお申し出下さい。当社は可能な範囲でこれに応じます。なお、旅行者からのお申込みに基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。

③)未成年者のお申込みは、親権者の同意が必要です。

3.旅行代金のお支払いと旅行契約の成立

①旅行代金の額は、旅行の企画書面に記載します。

②旅行代金のお支払いは、旅行の企画書面に記載する方法で記載の期日までにお支払いください。

③旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金もしくは申込み金を受領した時（金融機関への振込の場合はその確認が取れた時）に成立するものとします。

④通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

4.契約内容の変更と旅行代金の変更

①当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運行サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。

②著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。

5.お客様による旅行契約の解除（取消料がかかる場合）

お客様は、下記の取消料を払って旅行契約を解除することが出来ます。お取消しの連絡は、お申込みを受けた営業所の営業時間（月曜日～金曜日の 09:30～17:30）内でお受けします。

なお、緊急事態措置またはまん延防止等重点措置の適用期間等においても取消料を申し受けます。

①日帰りプログラムの旅行

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	取消料
11 日目にあたる日以前	無料
10 日目にあたる日以降 8 日目にあたる日まで	旅行代金総額の 20%
7 日目にあたる日以降 2 日目にあたる日まで	旅行代金総額の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金総額の 40%
旅行開始日当日	旅行代金総額の 50%
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金総額の 100%

②宿泊プログラムの旅行

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	取消料
21 日目にあたる日以前	無料
20 日目にあたる日以降 8 日目にあたる日まで	旅行代金総額の 20%
7 日目にあたる日以降 2 日目にあたる日まで	旅行代金総額の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金総額の 40%
旅行開始日当日	旅行代金総額の 50%
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金総額の 100%

取消料の対象となる旅行代金とは企画書面に記載した旅行代金に、レンタル代等追加料金のある場合は追加料金を加えた合計金額です。

6.お客様による旅行契約の解除（取消料がかからない場合）

①旅行契約内容に重要な変更が行われた時

- 旅行開始日または終了日の変更
- 入場する観光地、観光施設の変更（天候によるプログラムの変更、および野外活動の場所や、それに付随する施設の変更は、これに当たりません）
- 宿泊機関の種類または名称の変更
- 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他客室条件の変更

②旅行代金が増額された場合

③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合

④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能になったとき

7.当社による旅行契約の解除・払戻

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります。

- 旅行代金を期日までにお支払いいただけない時
- 申込条件の不適合
- 団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能な時
- 当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を既に履行された旅行サービスに対する金額を差し引いたものをお客様へ払戻します。

8.催行中止

お客様の人数が最少催行人員に満たない場合、一泊以上の旅行は旅行開始日の 13 日前まで、日帰り旅行は旅行開始日の 3 日前までに、旅行を中止する旨をお客様に通知し、当該旅行代金全額を払戻します。

9.当社の責任及び免責事項

当社がお客様に損害を与えた時は損害を賠償いたします。お荷物に関する損害賠償限度額は 15 万円（但し、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません）。また次の場合は原則として責任を負いかねます。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由により損害を被った時。

10.お客様の責任

- お客様の故意または過失により当社が損害を被った時は、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- お客様は当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識した時は、旅行先で速やかに当社、または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

11.特別補償

当社は第 9 項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金として 1,500 万円、入院見舞金として入院日数により 2 万円～20 万円、通院見舞金として通院日数により 1 万円～5 万円払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者 1 名につき 15 万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10 万円を限度とします。

12.旅程保証

①旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について

支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

【変更補償金の表】

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更	1.0	2.0
契約書面に記載した宿泊、運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

②次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変。戦乱、暴動、官公署の命令。欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止。遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供。旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置。

13.お客様の交代

お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料(お一人様につき1,100円)とともに当社に提出していただきます。旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、

旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

14.保護措置の実施

当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害などにより保護を要する状態にあると認められた時は、必要な処置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでない時は、当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

15.事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに当社連絡先までご通知下さい(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知下さい)。

16.個人情報の取り扱い

当社は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社は、以下の目的等で旅行者の個人情報を利用させていただきますことがあります。①会社及び会社と連携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 ②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い ③アンケートのお願い

17.旅行業務取扱管理者

お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明に不備の点がありましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。

■この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

有限会社アウトドアシステム鎌倉営業所
 神奈川県知事登録旅行業第2-1043号 (一社) 全国旅行業協会正会員
 〒248-0027 神奈川県鎌倉市笛田3-40-28
 国内旅行業務取扱管理者 原田 順一